

身体拘束等の適正化のための指針

なづみりハビリテーションクリニックデイケア室

1. 基本方針

介護保険制度において、身体拘束が原則として禁止されており、人権擁護の観点から問題があるだけではなく、高齢者のQOL(生活の質)を根本から損なう危険性がある。

なづみりハビリテーションクリニックデイケア室（以下、事業所という。）は、高齢者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むため、本指針を定める。

2. 身体拘束の定義

介護保険施設の指定基準等において「入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの身体を自由を奪う身体拘束は行ってはならない」とされており、介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為は以下の通り。

- ①徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する

（厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」2001年3月）

なお、身体拘束の緊急やむを得ない場合とは、

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること。

であり、3要件すべてを満たすことが必要。

3. 身体拘束適正化検討委員会の設置

- ① 事業所は、身体拘束ゼロの取り組みおよび適正化の観点から「身体拘束適正化検討委員会」（以下、委員会という。）を設置する。委員会は、主任、介護職員にて構成し、必要に応じ、管理者及びなづみりハビリテーションクリニック院長に対して参画を要請する。
なお、委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。
- ② 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ③ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ・身体拘束適正化に係る研修に関すること。

- ・代替的な方法の検討に関すること。
- ・緊急やむを得ない場合の対応に関すること。
- ・身体拘束を必要としない状態の実現に関すること。
- ・身体拘束適正化に係る記録等の整備に関すること。

4. 職員研修の実施

身体拘束等の適正化のための研修は、新規採用時および定期的な研修（年 1 回以上）行う。研修内容は委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて必要に応じて内容を変更する。また、研修は内部研修・外部研修を問わない。

5. 事業所内で身体拘束等行う場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。

6. 身体拘束等が発生した場合の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、ご利用者様の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順にて行う。

①委員会での検討

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件の全てに該当するか確認する。
- ・拘束による利用者の身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ・身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

②利用者本人及び家族への説明

- ・利用者様本人・家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。
- ・身体拘束の同意期限を超え、なお高速を必要とする場合については、事前に利用者・家族に再度同意を得た上で実施する。
- ・身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・家族に報告する。

7. 指針の閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。